

指定地域密着型通所介護・第一号通所事業

運 営 規 程

(趣旨)

第 1 条 (有)ケア・サービス優が開設するデイサービス晴(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護・第一号通所事業(以下「サービス」という)の事業の適正な運営について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 事業所は、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 (1)事業所の職員は、要介護・要支援等の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、日常生活に必要な援助を行う。

(2)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りにする。

(1)名 称：デイサービス 晴(はる)

(2)所在地：山口県山陽小野田市大字西高泊 1467 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次の通りにする。

(1)管理者 1 名 (常勤兼務)

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員 3 名以上 (常勤及び非常勤)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、各々の利用者に応じたサービスと計画の作成、事業所のサービスの調整、居宅介護支援事業所等、他機関との連携において必要な役割を果たす。

(3)看護職員 2 名以上 (常勤及び非常勤)

看護職員は、健康管理、健康指導を行うほか、居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。

(4)介護職員 3 名以上 (常勤及び非常勤)

介護職員は、サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5)機能訓練指導員 2 名以上 (常勤及び非常勤)

機能訓練指導員は、利用者の身体機能の維持・向上を図るよう、適切な訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日、及び営業時間は次の通りとする。

- (1)営業日 月・火・水・木・金・土曜日。但し 12/31～1/2 までを除く。
- (2)営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3)サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、山陽小野田市・宇部市の区域とする。

(事業所の利用人数)

第 8 条 事業所の利用定員は 12 人とする。

(事業の内容)

第 9 条 事業の内容は次の通りとする。

- (1)日常生活動作に応じて必要な介助を行う。
 - ア、排泄の介助
 - イ、移動の介助等、その他の必要な身体の介助
 - ウ、養護(休養)
- (2)利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア、日常生活動作に関する訓練
 - イ、機能訓練(嚙下体操等)
 - ウ、レクリエーション
 - エ、行事的活動
 - オ、趣味活動等
- (3)送迎サービス
 - 曜日別に送迎コースを設定する(送迎の順番を決める)。
 - 送迎車 2 台(リフト付送迎車含)を使用し、利用者の身体状況に応じて送迎を行う。
- (4)入浴サービス
 - 一般浴槽を用意し浴室内(脱衣室)にて衣類の脱着、入浴の介助又は清拭等を行う。
- (5)食事サービス
 - 献立表を作成し、栄養並びに利用者の身体状況及び、嗜好を考慮し、食事を提供する。
 - 利用者の自立支援のために、離床して食堂にて食事を摂ることを原則とする。
- (6)助言に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(通所介護計画)

- 第 10 条 (1)管理者及び生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、地域密着型通所介護計画・第一号通所事業計画を作成し、利用者又はその家族に対し内容を説明する。
- (2)職員は、それぞれの利用者について地域密着型通所介護計画・第一号通所事業計画に沿ったサービスの実施状況及び、目標の達成状況の記録を行う。

(料金、その他費用の額)

- 第 11 条 (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは 介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 法定代理受領サービス以外の場合には、介護報酬告示上の額を徴収する。法定代理受領サービスに該当しないサービスに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を利用者に交付するものとする。
- (3) 事業所は、前 2 項より支払いを受ける額のほか、次号に掲げる費用の額を利用者から受けるものとする。

内 容	料 金
レクリエーション ・ 紙オムツ等	実費相当額
食事	500円／1食
おやつ(希望に応じて費用を徴収する)	100円／1食

- (4) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに関する同意を得るものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第 12 条 事業所のサービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者にサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用者の留意事項)

- 第 13 条 利用者はサービスの提供を受ける前に、次の事項について留意するものとする。
- (1) 利用日に身体的異常があった場合には利用は控えて頂き、電話での連絡をすること。
- (2) 事業所での利用中に身体的異常が発生した場合の病院受診等は、原則として家族が行うこと。
- (3) 持参される物品には必ず記名すること。

(秘密保持)

- 第 14 条 (1) 事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- (2) 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いないものとする。
- (3) 事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いないものとする。
- (4) 事業所は、事業所の職員が従事中及び退職後においても正当な理由がなく、事務上知り得た契約者の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

(事故発生、緊急時における対応方法)

第 15 条 (1)事業所は、サービス実施中に利用者の病状に、急変又は事故等、緊急事項が生じた場合は、当該利用者の主治医、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所、山陽小野田市福祉部高齢福祉課介護保険係・宇部市高齢者総合支援課、国保連等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 (1)非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

(2)非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行う。

(3)事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(運営推進会議)

第 17 条 (1)当事業所が行う指定地域密着型通所介護・第一号通所事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置するものとする。

(2)運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護・第一号通所事業について知見を有する者等により構成するものとし、おおむね 6 月に 1 回以上開催するものとする。

(3)運営推進会議において、事業所における活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(4)前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 (1)苦情を受け付けた場合は、迅速に対応し当該苦情の内容等を記録する。

(2)苦情に関する指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第 19 条 (1)事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(2)事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号における諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存すること。

①地域密着型通所介護計画・第一号通所事業計画

②提供した具体的なサービスの内容等の記録

③市町村への通知に関する記録

④苦情内容の記録

⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針の整備
- (3)従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 (1)事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

新入職員の介護職員指導要綱を作成し、それに基づいてチェックする。

②継続研修 年 1 回

外部の研修に許される時間内で参加する。

- (2)事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- (3)事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 9 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。